大電問題落着す

退職者手當五十圓で

大電職工の罷業は二十一日の晩
後の通牒より延いて總辭職問題に
移り、三度火の手を揚げやうとし
職工側の實行委員は所屬友愛會主
事等と共に仲裁役たる加々美大阪府
時局課長を介して數回の折衝を重
ねたが、二十一日は遂に雙方の纏
まりつく模樣なく物別れとなり險惡の兆
候さへ見えてゐた、然るに二十
二日午前八時に至つて漸く雙方
に妥協の曙光を見、去月二十八日
來紛爭を續けてゐた該問題も茲に
大團圓を告ぐるに至つた

會社の發表した所に依ると全職
工八百七十九名中現在復職者三
百七十名で殘る五百名の中
より解雇百五十名、辭職八十三
名、待命八十九名、其他の缺勤百
八十名で解雇者には解雇手當を支給
するのみで[illegible]二十五圓を支給すること
に決定したが、職工側は辭職、待
命及び復職を認められたる者も
解雇者と同じく此際斷然辭職
を申出づるに付、一樣に解雇手當を支
給せられたく、而もその金額は
一人五十圓とせられたしと要求
したものである、之に對し會社
側に於ては辭職、待命兩者は更
に復職か辭職かを撰擇したる者が勝手
に退職するに對しては全然之を
支給せずと頑張り遂に雙方の折
衝となつたのである

職工側の復職者は、此際退職すれ
ば「會社の都合に依る解雇者」にあ
らで「自己の都合に依る退職者」と
なり、手當金の如き貰ふ事も少
額となる關係上、遂に復職者の中
に任意行動に出でんとする者多く
結局職工側讓歩の形となり、解雇、
辭職、待命者には何れも手當として
解雇金五十圓宛を支給すること

續々出勤す

斯くて復職者は二十二日午前七時
より三々伍々安治川、春日出兩發電
所に出勤し午後三時までに安
治川は六十名、春日出は十五名の
復職を見たが未だその就業に躊躇
せる者あるも此の形勢ならば今二
十三日中には復職通知を受けたる
百八十名は殆んど就業する見込み
で、既に二十二日夕刻より兩發電
所の作業は平常に復した

向上會の演説

大阪向上會では大電の勞働爭議が
職工側の勝利に解決されたので友愛會及び職工側
に誠意を表さうとて二十二日午後
六時から天王寺公會堂で勞働側講演會
を開き[illegible]
[illegible]副會長及[illegible]
の勞働者[illegible]となり二十一日午後
十一時より向上會員三百餘名は同
七時四十分[illegible]して大阪驛に同
上[illegible]を迎へ[illegible]
民を迎へ[illegible]
から[illegible]して向上會本部に引上げた

解職手當金の要求も物別れ

三十名丈に廿五日分を支給しようといふ會社

五百名全部に與へよといふ職工側

廿二日更に三者鼎座して協議

開か賑やかに行はれた三日間も過ぎた
廿一日大電本社から通牒を田中警察
部長との面談會の保障もウヤく
に踏み躙られた形となつたので憤慨
した一同は口々に會社側の不誠意
を罵つたが三十餘名の實行委員
等と共に友愛會に西尾、東野兩氏と
業務協議を凝し遂に斯かる誠意なき
會社の使用人として甘んずる能
はず此際斷然決心を進めて解職々工と
行を共にすべしと議は一決し午後
四時に至りて西尾、東野兩氏は府に
加々美時局課長を訪ひて

最早や斯くなつては私共も他に採
るべき方法もありませんから百
四十名の解職者と共に會社とは綺麗に
切つて了ひたいと思ひます就ては
百五十名以外の者には日給十五
日分の慰勞金を會社から支給さる
ゝやう御盡力を願ひたい

と申出でたが加々美時局課長は之
れに答へて

諸君の御要求は尤もと思ふが四十
日分の慰勞金はどうであらうか
若し廿日分で我慢するならば
我が輩が斡つて諸君の御要求の貫徹
するやう取計らはう

とのことに西尾、東兩氏も時局課
長の好意を無にするも心苦しいと
して廿五日分で折れ合ふことゝな
り間もなく辭去したが一方加々美
課長は直に自動車を驅つて大電本社に
宮崎社長を訪ひ職工側の要求する
所を陳べてこれに同意を求めた、
斯くて午後七時宮崎社長との會見
を終つて自宅に引上げた加々美時
局課長は直ちに第一實行委員を
招致して會見の顛末を報告するや
う[illegible]

社側に讓歩を迫るか或は會社が拒
絶すれば、職工の申出通り五百名
の辭職を承認するより外仕方がな
くなつたが、一旦此の爭議の渦中
に飛込んだ同氏としても成るべく
圓滿な方法を見出して解決したい
といふ意志もあり又爭議の眞只中で
此の未曾有な紛爭が潰れることゝな
れば困るとの心持から廿
二日午前八時更に府廳內で會社側
職工側並びに仲介者との三者會見に
最後の協議を凝らすことゝなつて
會[illegible]た

千日前電業組合の協議

千日前電業組合では二十一日午後
六時より代議員會を開いた出席者
四十一名、新組合長村井萬五郎氏
議長席に就いて左の議案を
一、今回の爭議の經過報告及會計報
告
一、爭議の主因をなした機關課長、
[illegible]兩發電所長及爭議に就き組合の行
動を妨害した[illegible]係主任、
技術係主任に對して如何なる行動
を執るか

を協議した結果是等に對しては同
じ勞働者であるに勞働者に對して
不利なる行動を執るは如何と追及
して反省を促さんと決定し同十一
時散會した

印刷組合の協議纏らず

更に熟議のことゝなる

二十一日午後八時より西區阿波座
上通三丁目大阪印刷工組合事務所
に於て同組合委員會を開きて理事
長議長となし松森[illegible]郎氏當選した
が、夫れと共に嚮てより實現せんと
企てゝゐた八時間勞働、最低賃金
の設定、勞働組合の設立、一週一
日の休日、集合契約の確定等に就て
の協議をしたが十二時を過ぐるも
議中々決定を見なかつたが大體爭
議も漸く治まつた形になつてゐる
際とて近く同組合員等の抱負實現
の爲め奮鬪するものゝとである